

### 第32回津家庭裁判所委員会議事概要

#### 1 開催日時

令和元年7月11日（木）午後1時30分から午後4時まで

#### 2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

#### 3 出席者

##### 【家裁委員】

石川保典，加藤員祥，木村夏美，小池啓子，坂倉健二，多見谷寿郎（委員長），  
仲律子，三ヶ嶋一美（五十音順，敬称略）

##### 【事務担当者】

少年事件担当裁判官，首席家裁調査官，次席家裁調査官，家裁調査官，首席書記官，訟廷管理官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

##### 【オブザーバー】

山本裕人津地方検察庁検事

#### 4 議事

##### (1) 家裁所長挨拶

##### (2) テーマ「少年保護事件における教育的働き掛けについて」

概要説明（裁判所職員）

ア DVD視聴「少年審判 ～少年の健全な育成のために～」

イ 少年保護事件における教育的働き掛けについての説明

##### (3) 意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

##### (4) 次回意見交換のテーマ

「裁判所における働き方改革について」

##### (5) 次回開催日時

令和2年1月23日（木）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 少年審判のDVDや、少年事件における教育的措置の実情や補導委託の説明について、御意見等をお伺いしたい。
- 弁護士として少年の付添人の立場では、できれば少年院に送らずに家庭で更生してもらいたいと思うが、それが難しい場合には、補導委託先で更生してもらいたいと思う。弁護士の中には、顧問の会社や依頼者となった会社で、ある程度信頼関係が出来てくると補導委託制度を説明して委託先になってもらえたということもある。
- 体験型の教育的働き掛けを行っている補導委託先として、家庭裁判所の調停委員がメンバーとなっているボランティア団体「三重少年友の会」があるが、どのような活動をされているのか。
- 使用済みの切手を封筒から切り取る作業や、公園の清掃活動、老人ホームへの付き添い等の活動を行っている。全国各都道府県に少年友の会があり、他府県では花を植えたり、登山活動やキャンプをする等の活動をされており、自分達も活発に活動したいと考えている。「三重少年友の会」が活動するにあたり、少年本人の特性等で、裁判所が懸念されている部分があれば伺いたい。
- 短期の補導委託や社会奉仕型の教育的措置については、効果を感じているため、できる限り実施したいところではあるが、集団活動の場合に、集団の輪を乱す可能性のある少年はお願いできない場合もある。学校で不適應を起こして学校に通っていない少年には、学習支援という形で個別に勉強を教えていただいている事案もあり、少年の特性を踏まえてバリエーションを増やせたらと考えている。
- 体験型の補導委託について御意見をいただけないか。
- 農作業を手伝ってもらえるのはどうか。育てた農作物を自分で食べたときの喜びや、家に持って帰って家族に喜ばれた場合には効果が期待できるのではないか。
- 補導委託は委託先で少年と一緒に住み込みで生活することが必要になるのか。

- 家庭から通い職業指導を行わせる場合もある。職場に定着しない少年に、長く働くことの成功体験を持たせる目的で就労経験を積ませることもあり、必ずしも住み込みとなる委託先だけではない。

女子少年の住み込み可能な委託先が少ないため、温泉旅館等の団体や、個人で委託先となってもらえるところがあれば御紹介いただきたい。

- 大学生がインターンシップ先を探す際の例であるが、第1次産業の方が集まるフォーラムで漁師体験することができたり、行政でも企業でも様々な産業で若者を獲得する働き掛けをしている団体があるので、そのような所に働き掛けをしてみてもどうか。特に三重県の南勢には若者が少ないので、引き受けてくれるところがあるのではないかと。

裁判所が補導委託先を探しているという情報が広く行き渡っていないので、裁判所が補導委託先に何を求めているのかが分からない。補導委託に何を求めている、どういう受け入れをすればよいか、どういったリスクがあるかを詳細に説明しないと引き受けてもらえないと思う。

- 補導委託について関心のある方に、最高裁判所作成のパンフレット「少年たちにあなたの力を～家庭裁判所の補導委託制度～」をお渡しいただき、パンフレットの記載内容を御説明いただきたい。その上で、もっと詳しく裁判所の説明を聞きたいと言う方がいらっしゃれば、裁判所から出向いて説明や御質問にお答えさせていただく。

新たな補導委託先について照会を受けた場合は、直接現地に赴き、住み込みであれば物理的な空間が整っているか、秘密を守ってもらえるか等を確認し、その上で少年との接し方、少年の更生に熱意をもって対応していただけるかを確認させていただく。業種や委託者の生活によって、受け入れ形態は千差万別で、基本的に少年の保護、更生に熱意を持っていただくことが、裁判所が願うところである。

- 補導委託先や老人ホーム等のボランティア活動先を探すのも、個人的なつなが

りや紹介で探しているのか。補導委託先やボランティア活動先を増やしたいのであれば、公的機関にリーフレットを置いたり、もう少し広く探してはどうか。私は医師会の者であるが、医師会の者が経営する老人ホーム等であれば協力が得られると思う。

- 補導委託制度について新聞に掲載してもらえばよいのではないか。
- 自分は報道機関の者であるが、制度の紹介だけでは記事にならないと思うが、実際に少年を受け入れた委託先に、どのような経験をして、補導委託先の方との関わりによって少年がどのように変わっていったか等の話であれば新聞記事になると思うし、裁判所のパンフレットと新聞記事をセットにして周知すれば制度について分かり易いのではないか。秘密を守る必要があると思うので現役の委託先は無理だとしても、元委託先を紹介いただいて取材すれば記事になると思う。
- 保護観察所の協力雇用主制度も協力できるのではないかと思う。協力雇用主は、犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない方等を、その事情を理解した上で雇用し改善更生に協力する民間事業主で、職業訓練を兼ねて、真面目に働きたいという少年がいるのであれば協力できると思う。
- 本日いただきました御意見を参考にさせていただき、今後、裁判所における教育的働き掛けについて役立ててまいりたい。